

平成 25 年第 3 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成25年第3回教育委員会会議

1 日 時 平成25年3月7日（木）14時15分～14時54分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中	善 夫
委員	池 田	光 司
委員	池 田	官 司
委員	北 原	敬 文
教育次長	町 田	隆 敏
生涯学習部長	梅 津	康 弘
学校教育部長	金 山	正 彦
教育推進課長	井 口	誠 一
中等教育学校担当課長	西 川	智
中等教育学校担当係長	村 上	玄 光
中等教育学校担当係員	柴 垣	孝 治
指導担当部長	池 上	修 次
指導担当課長	森 岡	毅
指導担当課長	檜 田	英 樹
指導担当係長	相 沢	克 明
指導担当係長	山 田	浩 富
指導担当係長	山 田	健 一
特別支援教育指導担当係長	田 中	進 一
教職員人事担当課長	阿 地	俊 弘
総務課長	長谷川	雅 英
庶務係長	宮 地	宏 明
書 記	藤 間	雅 尚

4 傍聴者 3名

5 議 題

議案第1号 札幌市立中等教育学校通学区域規則案

議案第2号 札幌市立特別支援学校高等部教育課程編成基準の制定について

議案第3号 教頭の人事について

【開 会】

○山中委員長 それでは、ただいまより、平成25年第3回教育委員会会議を開催いたします。

会議録の署名は、池田 光司（いけだ こうじ）委員と池田 官司（いけだ ひろし）委員をお願いいたします。

本日は、臼井 博（うすい ひろし）委員と阿部 夕子（あべ ゆうこ）委員から、所用により会議を欠席するとの連絡がありました。

本日の議案中、議案第3号につきましては、職員の人事に関する事項でございますので、教育委員会会議規則第14条第2号の規定によって、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、本日の議案第3号につきましては、公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市中等教育学校通学区域規則案

○山中委員長 では、まず議案第1号について事務局からご説明をお願いいたします。

○学校教育部長 学校教育部長の金山でございます。

議案第1号の札幌市立中等教育学校通学区域規則案についてご説明いたします。

初めに、提案の理由でございますが、中等教育学校新校舎の建設に係る国への補助金の申請を平成25年4月に行うことを予定しており、当該申請の添付資料として、学校設置条例とともに、通学区域規則が必要となることから、今回制定したいと考えております。

続いて、内容についてご説明させていただきます。

まず、通学区域の基本的な考え方でございますが、中等教育学校については、小・中学校のように住所によって通う学校が決まるのではなく、高校のようにみずから選んで通う学校になりますので、今回の規則制定に当たっては、札幌市立高校の通学区域規則を踏まえて規則案を作成しております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、資料1のA4判横になりますが、市立高校と市立中等教育学校の通学区域取扱比較表をごらんください。

この表は、左側が市立高校（全日制）の通学区域の概要、右側が今回制定する中等教育学校の通学区域案の概要となっております。

順に説明してまいります。

まず、通学区域ですが、市立高校については札幌市内全域となっており、中等教育学校についても既に基本構想でも記載しておりますが、同様に市内全域としております。

続きまして、就学の規制ですが、市立高校については保護者の住所が札幌市内にあることが就学要件となっており、この点については中等教育学校についても同様としております。

一方で、市立高校には札幌市外に保護者の住所がある場合でも、定員の20%を上限として入学することができる例外規定がございますが、中等教育学校につきましては、この20%ルールについては設けないことを考えております。これは、札幌市立の中等教育学校の設置は、札幌市の児童に対して新たな選択肢を提供する目的であることや、市外からの例外を認めると小学校卒業段階からの長距離通学を誘発しやすいことなどを考慮し、例外規定を設けないこととしております。

また、平成27年度から平成29年度については、移行期間として後期課程から

編入する生徒もいますが、編入については市立高校においても市外入学枠を設けておりませんので、後期課程編入生についても例外規定を設けないこととしております。

続きまして、在学中に保護者が通学区域外に転居した場合についてですが、市立高校の場合は、在学中に保護者の住所が通学区域外に変更となっても継続就学を認めております。これは、下の枠内のおり高校の場合は、転校したくても、①希望する高校に受け入れの余地があること、②希望する高校の転入学試験に合格することの2点を満たさない限り転校が認められないことから、教育的配慮により継続就学を認めているところです。

中等教育学校についても、高校段階である後期課程については、高校と同様のことが生じることとなりますので、市立高校の取り扱い同様に継続就学を認めることを考えております。

一方で、中学校段階である前期課程につきましては、前期課程は義務教育であることから、転居先で学校に通えないということはありませんので、原則転校することとしております。

しかしながら、表の下の枠にあるとおり、札幌市の中学校の指定変更に当たっても、教育的配慮から幾つかの例外を認めていることから、中等教育学校につきましても、規則上、教育長が特に認める場合には継続就学が可能なよう、規則を整備したいと考えております。

以上の考え方に基づき、札幌市立中等教育学校通学区域規則案を作成しております。

なお、参考までに、資料2として、実際の札幌市立高等学校通学区域規則との比較表も添付しておりますので、ごらんいただければと思います。

また、この規則につきましては、市立札幌開成中等教育学校の設置を定める札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案を、現在開会中の第1回定例市議会に提案しておりますので、当該条例案可決後に公布するとともに、施行日につきましても、当該条例の施行日と合わせることを考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどを、よろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問あるいはご意見がございましたらお願いいたします。

○池田（光）委員 結局、編入とか学区外の転学、転入は、年間どのくらいの案件があるもののでしょうか。全体でもいいのですけれども、要するに、これはどのくらいの生徒数が対象になってくるのかを知りたいのです。

○**学校教育部長** 今、データがないようです。それぞれの学校のものを集計しているところまではいっていないようです。

○**山中委員長** 次の委員会までには調べておいてもらって、報告してもらえますか。

○**池田（光）委員** そこから見える課題も知りたかったのですけれども、ボリュームが大きいのか、小さいのかによっても判断が違って来るかなと思います。

○**山中委員長** それは調べておいていただいて、どの機会でも報告していただくか、内容も含めてまた考えていただきたいと思います。

○**学校教育部長** ちょっと調べたいと思います。

○**山中委員長** ほかにいかがでしょうか。

この例外的な扱い、在学中の転居の関係で、教育長が認めたものについては適宜そのまま就学するというのですが、特に認める場合としては、この規則にも書いてありますが、「各学年末までの継続就学」あるいは「市外への一時的な転居」の場合、「など」と書いてありますが、ほかにも考えられるケースはどんな場合があるのですか。今まで、この二つのケースぐらいないということですか。

○**中等教育学校担当係員** 基本的にはこれぐらいのケースなのですが、指定変更のときにも、特に教育的配慮が必要な場合という文言がございますので、個別ケースが生じているかと思っています。細かい部分については把握していません。

○**山中委員長** 特に教育的配慮が必要だというのは、どんな場合なのかなというところが正直わからないですね。

○**学校教育部長** 中学校の場合ですけれども、いじめの部分は個別の件で出てくると思います。

○**山中委員長** あとは、抜け道的なことで入学しておいて、それで転居してしまうようなことがあっては困るということはあるのだろうと思います。そういったものは、逆に認めませんよという実態が、抜け道的な入学があったとわか

ったような場合には、転校を勧めることになるのでしょうか。

○**学校教育部長** 当然、理由を確認しますので、その理由がきちんとしているものでなければ認められないことはあると思います。

○**山中委員長** ほかにいかがでしょうか。

○**池田（光）委員** 素朴な質問ですけれども、転校したくても云々と書いてありますが、この趣旨は、転校しやすくしようとしているのか、厳しくしようとしているのか、ちょっと抽象的な質問で申しわけないですけれども、どうでしょうか。

○**相沢指導担当係長** 高校の通学区域規則についてですか。

○**池田（光）委員** その場合です。

○**相沢指導担当係長** 通常は、高校の場合、発達段階もあるのです。実際としては、親と離れて下宿で通学している例もございます。そういうようなところから、当初、親と一緒に住んでいても、親が転勤になった場合に、通学区域規則上、この例外がないと、基本的には、その子は札幌にいて通学できなくなってしまうのです。その場合について、当然、下宿して通っている子がいるとすれば、同じように通うことができます。その選択肢を与えるということです。

もう一つは、では、向こうへ行けばいいのではないかといっても、実は義務教育の場合については、当然、どこへ行っても就学ができるのですけれども、高校の場合については、この2点の条件がかかわるということになっております。そういう考え方です。

○**山中委員長** 特に、転校を勧めるとか勧めないというものではないのですね。

○**池田（光）委員** 基本は、救済するという考え方ですね。わかりました。

○**山中委員長** ほかにいかがでしょうか。

○**池田（官）委員** 私は、特に意見等はございません。

○**山中委員長** それでは、議案第1号につきましては、提案どおり決定とさせ

ていただきますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

◎議案第2号 札幌市立特別支援学校高等部教育課程編成基準の制定について
○山中委員長 続いて、議案第2号につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○指導担当部長 指導担当部長の池上でございます。

私から、議案第2号につきましてご説明を申し上げます。

お手元の議案第2号をごらんいただきたいと思います。

資料も幾つかありますので、途中、あわせてごらんいただきたいと思います。

本議案は、札幌市立特別支援学校高等部教育課程編成基準の制定について審議をお願いするものであります。

教育課程は、学校全体として、組織的、継続的に児童生徒に対する教育を行っていくために必要な教育計画であり、その編成については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第23条及び第33条に基づき、学習指導要領に示されているもののほかに、学科や専門教育に関する教科、科目に関する事項については設置者が定めるものとされております。

本市が設置しております豊明高等養護学校の専門教育を主とする学科の目標などについては、これまで設置している学科が北海道立特別支援学校高等部に準じていましたことから、資料①及び資料②にあります北海道教育委員会が定める北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準を準用してきたところであります。

このような中、資料③にありますように、平成24年10月10日に開催されました教育委員会会議におきまして、札幌市特別支援学校学則の一部を改正する規則が決定され、平成25年4月1日から豊明高等養護学校に流通・サービス科を新設することになりました。この学科は、北海道立特別支援学校高等部には設置していない学科でありますことから、札幌市として流通・サービス科の学科の目標を定める必要が生じました。つきましては、この機会にこれまでの道教委の基準の運用をやめ、札幌市として独自に教育課程編成基準を定めるために、本案を提出するものであります。

このたび、ご審議いただく教育課程編成基準の案は、議案第2号の2枚目、別紙案の札幌市立特別支援学校高等部教育課程編成基準及び、もう一枚めくっていただき3枚目の別記、専門教育を主とする学科の目標となります。

初めに、2枚目の別紙案をごらんいただきたいと思います。

この教育課程編成基準の案につきましては、これまで準用してまいりました北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の規定を参考といたしまして、札幌市立特別支援学校高等部が設置しております学科の現状を踏まえながら、今回新たに設置する流通・サービス科の目標など必要な基準を定めたものであ

ります。

具体的には、札幌市立特別支援学校高等部の教育課程は、特別支援学校高等部学習指導要領によるほか、この編成基準によるものといたしまして、この中の1では、専門教育を主とする学科を設置しております豊明高等養護学校を対象といたしまして、専門教育を主とする学科の目標や各学科の専門教育に関する主たる教科の授業時数を定めております。

専門教育を主とする学科の目標につきましては、1枚めくっていただきまして、3枚目の別記をごらんいただきたいと思っております。

知的障がい者である生徒に対する教育を行っております豊明高等養護学校の専門教育を主とする学科の目標として、これまでも設置しております木工科、工業科、産業科、家庭科、クリーニング科の5科に、新たに設置いたします流通・サービス科を加えた6学科の具体的な目標を定めております。

2枚目の別紙案にお戻りいただければと思っております。

教育課程編成基準の案の1では、今ご説明いたしました(1)の学科の目標に加え、(2)で豊明高等養護学校を対象として専門教育に関する主たる教科の授業時数を525単位時間以上を標準とすることを定めております。具体的にご説明を申し上げたいと思っておりますが、これは例えば工業科の生徒であれば、工業という教科の授業を原則525単位時間以上行うという規定であります。

学習指導要領におきましては、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門学科においては、「専門教科について、すべての生徒に履修させる授業時数は、875単位時間を下まわらないものとする」という規定があり、豊明高等養護学校の各学科では専門教科について875単位時間以上の授業を行っておりますが、この中で生徒にいろいろな作業に取り組む経験を持たせるため、入学時の学科とは違う学科の学習内容も学習させている実態がございます。しかしながら、生徒の所属する学科の主たる専門教科を中心に履修することが基本であるため、例えば工業科の生徒であれば、自分の所属する学科とは異なる家庭科の作業を経験する場合、専門教科としては家政という専門教科のもとで行うこととなりますが、この工業科の生徒であれば、あくまでも工業という教科を原則525単位時間以上履修するということを定めているものであります。

なお、この525単位時間は、「専門教科についてすべての生徒に履修させる授業時数875単位時間」の6割に当たる数字でございます。

次に、教育課程編成基準の案の2です。

ここでは、学習指導要領の規定に基づき、教育長への届出義務を定めるものであります。

資料④をごらんいただきたいと思っております。

学習指導要領の関係部分を抜粋しておりますが、学習指導要領には、学校は地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色のある教育課程の編成に資するよう、学校設定教科や学校設定科目を設けることができるとの規定や、すべての生徒に履修させる各教科・科目について、生徒の実態などを考慮して、特に必要がある場合には、その単位数の一部を減じることができるとの規定があります。これらを本市が設置する特別支援学校高等部において行う場合には、教育長に届けることを定めている規定でございます。

何度も申しわけありませんが、2枚目の別紙案に戻っていただきたいと思えます。

最後に、教育課程編成基準の案の3では、この基準の適用期日を定めております。

適用期日につきましては、豊明高等養護学校の流通・サービス科を平成25年4月1日に新設することから、本日承認いただけた場合は、4月1日からの適用としたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどを、よろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

○池田（官）委員 別紙案の課程編成基準の1の（2）ですけれども、時間数に関しては、北海道の基準とほぼ同じ形になっているのでしょうか。

○指導担当部長 これまでも、この北海道の基準を準用させていただいておりましたし、実際に本市で言いますと豊明高等養護学校が対象になりますが、これまでもずっと一緒に考えながらやってきています。その中で、この数字で妥当だろうという判断のもとに、今までの規定をそのまま今回も札幌市として掲げさせていただいたということになります。

○池田（官）委員 これまでの道の基準と同じだったときと変わっていないのですね。

○指導担当部長 変わっていません。

○池田（官）委員 わかりました。

○山中委員長 編成基準を比べて見た場合に、多少の表現の違いはあるかなと

いう気もしますが、具体的に何が変わったのですか。流通・サービス科ができたことによって、仕方なく規則をつくるということで、規定の中で道の編成基準と比べてここが違っていますよというものはありますか。

○指導担当部長 大きく言うと、道の編成基準と見比べていただくと、道は盲学校、ろう学校を持っています。札幌市立には、盲学校、ろう学校がございません。そういうことで、盲学校、ろう学校にかかわる部分の規定は、うちでは定める必要がないということです。盲学校、ろう学校には、専門教育を主とする学科がございますので、その部分を今回は全部落として、札幌市立が設置する学科、具体的に申しますと、高等部を持っている特別支援学校は3校ございますが、1校は肢体不自由の学校、もう一校は病弱の学校、そして、知的障がいを持っている学校の三つの学校で、北翔養護学校、肢体不自由の学校は全部普通科ですので、特に専門教育に関する部分を定める必要はございません。同じように、山の手養護学校も普通科を設置している学校ですので、学習指導要領の枠を超えて設置者として編成基準を定める必要はございません。

そういうあたりのことを全部整理しまして、北海道の基準を参考にして、新たに札幌市の基準を設けさせていただきました。

○山中委員長 もう一つ言えば、特に1、2、3の中の2のところ、(1)から(4)ですが、道の場合は1から8までです。このあたりの整理が行われているということですか。

○指導担当部長 そうです。4から後の部分が、札幌市の設置する学科には適用されないものとして、全部落としたということです。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 特になければ、事務局提案の別紙案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、そのように決定させていただきます。

続いて議案第3号ですが、先ほど決定しましたとおり公開しない議案となり

ますので、傍聴者の方はお退席をお願いいたします。

以下 非公開